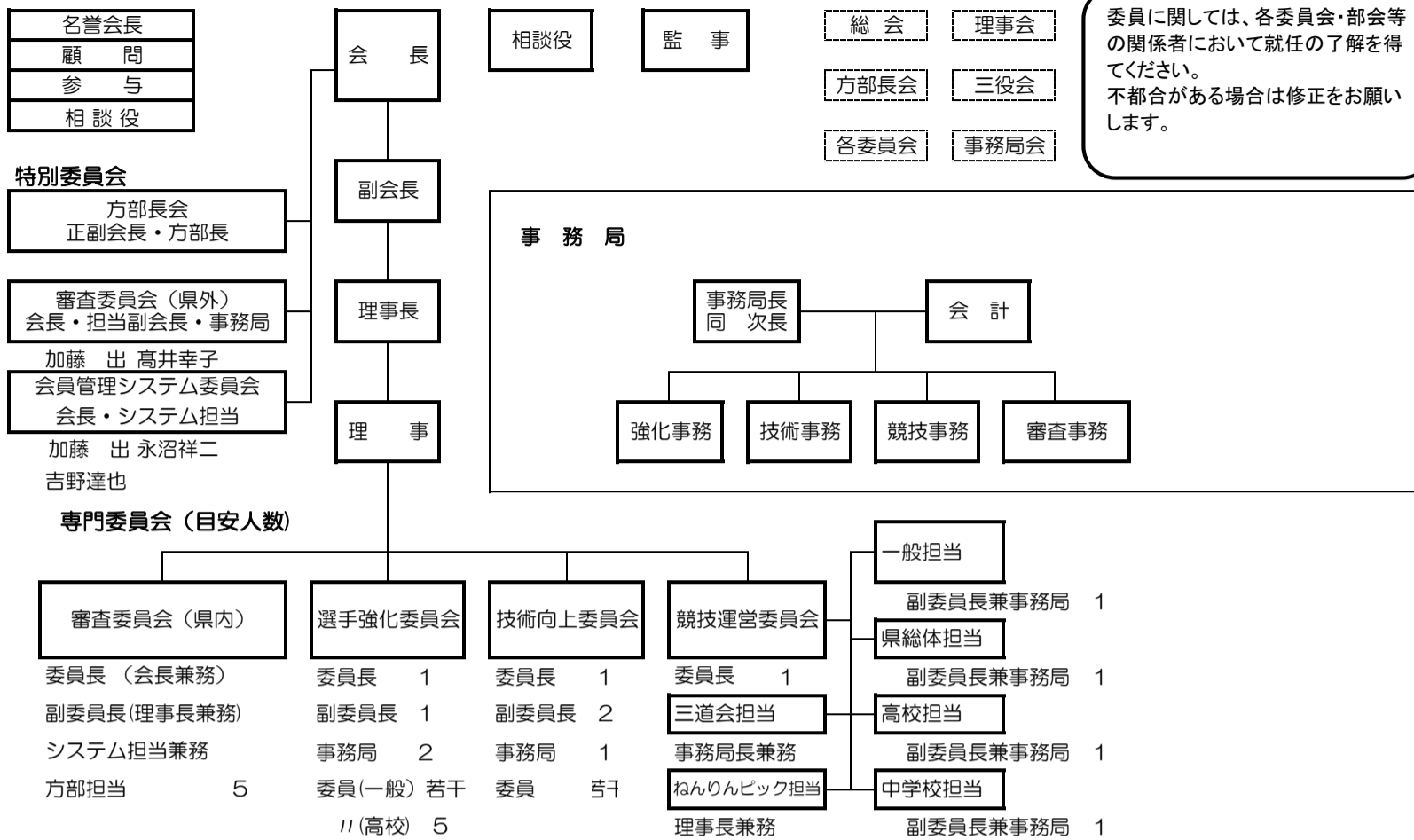


福島県弓道連盟機構図 (案) (R3.4.29評議員会承認) : 若干表を整理した

実人数(除兼務)



委員に関しては、各委員会・部会等の関係者において就任の了解を得てください。  
不都合がある場合は修正をお願いします。

|            |        |    |   |
|------------|--------|----|---|
| 名誉職        | 名誉会長   | 0名 |   |
|            | 顧問     | 1名 |   |
|            | 相談役    | 2名 |   |
| 理事及び理事扱い   | 会長     | 1名 | 1 |
|            | 副会長    | 3名 | 3 |
|            | 理事長    | 1名 | 0 |
|            | 副理事長   | 1名 | 1 |
|            | 事務局長   | 1名 | 0 |
|            | 事務局次長  | 2名 | 2 |
|            | 会計長    | 1名 | 1 |
|            | 委員長    | 4名 | 2 |
|            | 副委員長   | 6名 | 3 |
|            | 強化スタッフ | 6名 | 4 |
|            | システム   | 2名 | 0 |
|            | 方部長    | 5名 | 4 |
|            | 監事     | 2名 | 2 |
| 会則検討       | 1名     | 1  |   |
| 延人数        | 35名    | 24 |   |
| <b>24名</b> |        |    |   |

※総会には名誉会長・顧問・相談役を追加する

|           |   | 令和3~令和4年度   |  |
|-----------|---|---|--|
|           |   | 下線あり：兼務者(実人数では数えない)   |  |
| 名誉職       | 名誉会長  |   |  |
|           | 顧問  | 池添 祥史 (024-951-1887)  |  |
|           | 参与  |   |  |
|           | 相談役   | 山崎 一史(0248-25-7154) 渡邊 富次(0246-63-8200)   |  |
| 役員・委員会・部会 | 監事  | 1. 寺門 廣之 (0247-36-3142) 2. 鈴木 仁 (0246-31-0590)  |  |
|           | 会長  | 3. 加藤 出 (024-566-4811)  |  |
|           | 副会長   | 4. 高井 幸子 (024-502-8134) 5. 松本代志博 (0243-22-1770) 6. 永沼 祥二 (0247-53-2039)   |  |
|           | 理事長   | 永沼 祥二 7. 副理事長 大西 人実 (0246-31-0523)  |  |
|           | 事務局長  | 松本代志博 8. 事務局次長：高橋 文彦 (090-7338-2556) 9. 事務局次長：吉野 達也 (024-533-3100)  |  |
|           | 会計長   | 10. 二階堂範雄 (024-559-2072)  |  |
|           | 審査委員会(県内)   | 委員長：会長兼務 副委員長：理事長兼務 システム担当 永沼 祥二 大西 人実<br>県北 後藤 幸男 (024-546-3898) 県南 栗城 廣一 (024-923-5623) 会津 柳橋 幸生 (0242-75-2043)<br>いわき 金成 恭一 (0246-65-7608) 相双 渡邊 千秋 (0244-62-2404)   |  |
|           | 競技運営委員会   | 委員長：11. 安藤久美子 (0241-22-4085) 副委員長：大西 人実 副委員長：一般 12. 小山 郁朗 (0241-68-2141)<br>副委員長：高校 13. 佐藤 光三 (024-935-2366) 委員：中学校 担当 柳橋 幸生 (0242-75-2043)<br>委員：県総体 蕪木 昌宏 (090-1375-3766) 委員：三代会 事務局長兼任 委員：ねんりん 理事長兼任<br>委員：中村 博 (080-6018-7828) 委員：高城賢哉 (0244-36-2492) 委員：長谷川静香 (0901534-5201)<br>委員：佐藤秀一郎 (024-958-3548) ※競技運営委員会事務局は各担当副委員長が兼務する   |  |
|           | 技術向上委員会   | 委員長：高井 幸子 副委員長：高橋 文彦 事務局：佐藤 光三 (024-935-2366)<br>委員：三寄 悦子 (0246-63-1044) 委員：先崎 裕 (080-5562-9836) 委員：佐藤 伸枝 (024-944-3705)  |  |
|           | 強化委員会   | 委員長：14. 西田 郁子 (0248-27-3313) 副委員長：少年 15. 松浦 健人 (024-23-5536)<br>男子監督：16. 渡邊英史 (024-932-0903) 女子監督：吉野 達也 (024-533-3100)<br>事務局：成年 17. 佐藤 和也 (090-8255-1182) 同 戸澤 令子<br>少年男子監督：18. 杉田 一馬 少年女子監督：19. 星 祐子<br>事務局：少年 杉田 一馬 (080-5559-6262) 委員：高校 県北 大石雅広 (024-939-7183)<br>県南 須藤 敬子 (080-5563-0366) 会津：齋藤 秀治 (0241-22-48349) いわき 馬場 大輔 (090-6221-9130)<br>相双 佐藤 慶一 (080-5509-0741) コーチ：小島 秀実 戸澤 令子 サポートスタッフ：元木 寛治 安藤久美子 須藤 千尋 |  |
|           | 審査管理・システム委員会  | 委員長：会長兼務 永沼 祥二 大西 人実  |  |
|           | 方部長(5名-0兼)  | 県北：20. 佐藤 和弘 (024-591-2529) 県南：21. 池添 祥史 (024-951-1887)<br>会津：安藤久美子 (0241-22-4085) いわき：22. 小島 秀実 (0246-63-5599)<br>相双：23. 木下 久美 (0244-36-1306)  |  |
|           | 75周年記念誌編集委員   | 永沼 祥二 (0247-53-2039) 池添 祥史 (024-951-1887)   |  |
| 医・科学委員会   | 委員長：永沼祥二 委員：加藤 出 西田 郁子 松浦 健人 松本代志博(事務局)                               |   |  |
| 会則検討委員会   | 24. 柳橋 幸生 高久 英昭 玉木 幸雄 渡辺 富次 木下 久美 菅野 恒光 高井 幸子 豊田 則夫 西田 郁子 戸澤 令子 松本代志博 |   |  |
| 部会        | 教諭士会  | 会長：永沼祥二 事務局：竹原由美子   |  |
|           | 女子部会  | 部長：高井幸子 事務局：安藤久美子   |  |
|           | 青年部会  | 部長：先崎 裕 事務局：湧口 直  |  |
|           | 教職員弓道連盟   | 会長：齋藤 靖 事務局：瓜生文治  |  |

|             |   |
|-------------|---|
| 全日本弓道連盟理事   | 松本 代志博  |
| 東北弓道連盟連合会理事 | 加藤 出 永沼 祥二<br>松本 代志博  |
| 福島県体育協会     | 理事 加藤 出<br>評議員 高井 幸子<br>県総体委員 蕪木 昌宏<br>競技力向上委員 杉田 一馬  |
| 福島県三代会      | 会長 加藤 出<br>監査 高井 幸子<br>理事 県北 後藤 幸男<br>県南 池添 祥史<br>会津 中島 泰幸<br>いわき 小島 秀実<br>相双 森 幸子<br>理事長 永沼 祥二<br>事務局長 松本 代志博<br>幹事 県北 須藤 千尋<br>県南 栗城 廣一<br>会津 宇田川 宏二<br>いわき 三寄 悦子<br>相双 高城 賢哉 |
| 福島県武道協議会    | 会長 加藤 出<br>監事 高久 英昭<br>常任理事 永沼 祥二<br>理事 松本 代志博<br>高井 幸子   |

2021.4.29 修正 (理事総数24名)

改選関係規定

- 第17条(役員) 本連盟に、次の各号に定める役員を置く。  
 (1) 会長1名 (2) 副会長若干名 (3) 理事長1名 (4) 理事若干名 (5) 監事2名 (6) 事務局長1名 (7) 事務局員(会計長1名を含む) 若干名
- 第18条(役員) 会長、理事長、監事の選任は、評議員会の決議による。  
 同(2) 副会長、理事、事務局長、事務局員(会計長1名を含む)は理事会において選任する。
- 第19条(選考委員会) 理事会は、役員を選考及び選任にあたり、必要があれば選考委員会を設置することができる。  
 同(2) 選考委員会は、方部長、事務局長及び理事若干名で構成し、委員長は委員の互選とする。  
 同(3) 選考委員会は第17条の役員について選考案を作成し、理事会に報告する。
- 第20条(役員) 役員は任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、監事については、その任期を4年とし、2年ごとにその半数を改選する。改選において再任を妨げる。